

地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定状況等について

地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定状況等について

1 制度概要

(1) 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局について

- 少子高齢化の進展を受け地域包括ケアシステムの構築が進む中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を持つ薬局を都道府県知事が認定し、名称表示を可能とする制度（令和3年8月1日施行）。

地域連携薬局	入退院時や在宅医療に他医療提供施設と連携して対応できる薬局 (認定要件※：構造設備、医療提供施設との情報共有、業務実施体制、在宅医療への対応)
専門医療機関連携薬局	がん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる薬局 (認定要件※：構造設備、医療提供施設との情報共有、業務実施体制)

(※ 認定要件の詳細は、参考資料 3 - 1「地域連携薬局の認定基準」、参考資料 3 - 2「専門医療機関連携薬局の認定基準」を参照)

(2) 東京都薬事審議会の関与について

- 医薬品医療機器等法第3条第1項及び同法施行令第1条の3により、地方薬事審議会は連携薬局の認定事務を調査審議することとされている。
- 都においては、都内各医療圏の連携薬局の認定数等について、東京都薬事審議会に報告する。(R3.1.22.東京都薬事審議会決定)

2 都の認定状況（令和6年12月末日現在）

- 地域連携薬局 655件（23区内 465件、市町村内 190件）
 - 専門医療機関連携薬局 17件（23区内 17件、市町村内 0件）
- 参考 令和6年3月末時点薬局数 7,117件（23区内 5,154件、市町村内 1,963件）

参考：令和5年12月末時点
地域連携薬局 687件
専門医療機関連携薬局 16件

（詳細は、参考資料 3 - 3「都内二次保健医療圏・区市町村別の認定件数」、参考資料 3 - 4「都道府県別の認定件数」を参照）

⇒ 新規認定件数が減少傾向の一方、返納（廃止）件数が増加傾向にあり、認定件数が減少

主な返納（廃止）理由：認定基準（地域の医療機関等への薬剤等使用情報の報告実績、継続1年以上の常勤薬剤師の配置 など）を満たさなくなったため

3 都の対応・国の動き

- 薬局に対し、地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の機能強化事業※や、立入調査時の指導を通じて、認定基準に係る体制整備を支援
- 都民向けに、都ホームページ、「薬と健康の週間」期間の街頭キャンペーンや都内保健所でのリーフレット配布を通じて普及啓発※を実施
(※参考資料 3 - 5「地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の機能強化事業」、参考資料 3 - 6「地域連携薬局の普及啓発資材」を参照)
- 地域連携薬局については、地域の中での位置付けが分かりにくい、利用者のメリットが不明確、十分に活用されていないとの指摘があり、国の医薬品医療機器制度部会においても、機能や位置づけの見直しについて議論された。